

横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則（平成6年11月横浜市規則第112号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（第1条から第4条まで省略）</p>	<p>（第1条から第4条まで省略）</p>
<p><u>（条例第4条第2項の規則で定める額）</u>  <u>第4条の2 条例第4条第2項に規定する規則で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び18歳に満たない者がいないときは5,320,000円とし、同項に規定する扶養親族等及び18歳に満たない者があるときは5,320,000円に当該扶養親族等及び18歳に満たない者1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この条において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき440,000円）を加算した額とする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>（条例第4条第2項の所得の範囲）</u>  <u>第4条の3 条例第4条第2項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>（条例第4条第2項の所得の額の計算方法）</u>  <u>第4条の4 条例第4条第2項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第</u></p>	<p>（削除）</p>

10 項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から 80,000 円を控除した額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

(2) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者 1 人につき 270,000 円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000 円）

(3) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する控除を受けた者については、270,000 円

(4) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号の 2 に規定する控除を受けた者については、350,000 円

(5) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する控除を受けた者については、270,000 円

（条例第 5 条の医療証の交付申請）

第 5 条 条例第 5 条の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書（次項及び第 9 条第 1 項において「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(1) 医療費の助成を受けようとする対象乳児及び対象幼児等の保護者の氏名並びに当該対象乳児及び対象幼児等の住所及び氏名

(2) 医療費の助成を受けようとする対象乳児及び対象幼児等に対して保険各法による医療に関する給付を行う保険者又は共済組合の名称及び番号

（第 3 号省略）

2 市長は、申請書を受理した場合において、助成を行うことに決定したときは対象乳児及び対象幼児等の住所及び氏名、有効期間その他市長が必要と認める事項を記載した医療証（以下「医療証」という。）を当該保護者に交付し、助成を行わないことに決定したときはその旨を書面により当該保護者に通知するものとする。

（第 6 条省略）

（受給資格喪失の通知）

第 7 条 市長は、医療証の交付を受けた対象乳児及び

（条例第 5 条の医療証の交付申請）

第 5 条 条例第 5 条の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書（次項及び第 9 条第 1 項において「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(1) 医療費の助成を受けようとする対象小児（児童を除く。以下この条、第 7 条、第 8 条並びに第 11 条第 1 号及び第 2 号において同じ。）の保護者の氏名並びに当該対象小児の住所及び氏名

(2) 医療費の助成を受けようとする対象小児に対して保険各法による医療に関する給付を行う保険者又は共済組合の名称及び番号

（第 3 号省略）

2 市長は、申請書を受理した場合において、助成を行うことに決定したときは対象小児の住所及び氏名、有効期間その他市長が必要と認める事項を記載した医療証（以下「医療証」という。）を当該保護者に交付し、助成を行わないことに決定したときはその旨を書面により当該保護者に通知するものとする。

（第 6 条省略）

（受給資格喪失の通知）

第 7 条 市長は、医療証の交付を受けた対象小児が条

対象幼児等が条例による助成を受ける資格を喪失したときは、その旨を書面により当該保護者に通知するものとする。

(医療証の返還)

第8条 保護者は、医療証の交付を受けた対象乳児及び対象幼児等が条例による助成を受ける資格を喪失したときは、速やかに、医療証を市長に返還しなければならない。

(第9条省略)

(申請に基づく助成の方法)

第10条 条例第6条第1項ただし書及び第2項に規定する方法により、医療費の助成を受けようとする保護者は、第5条第1項各号に掲げる事項、助成を受けようとする医療費の額並びに当該保護者の市民税及び県民税の課税状況に関する調査を行うことに同意する旨を記載した申請書に支払った医療費に係る領収書、保険各法に規定する高額療養費の支給額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(第2項及び第3項省略)

(条例第7条の届出)

第11条 条例第7条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に医療証その他市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 当該対象乳児及び対象幼児等の保護者の氏名、変更が生じた事項並びに当該事項に係る対象乳児及び対象幼児等の住所及び氏名
- (2) 当該対象乳児及び対象幼児等に対して保険各法による医療に関する給付を行う保険者又は共済組合の名称及び番号

(第3号省略)

(第12条及び第13条省略)

例による助成を受ける資格を喪失したときは、その旨を書面により当該保護者に通知するものとする。

(医療証の返還)

第8条 保護者は、医療証の交付を受けた対象小児が条例による助成を受ける資格を喪失したときは、速やかに、医療証を市長に返還しなければならない。

(第9条省略)

(申請に基づく助成の方法)

第10条 条例第6条第1項ただし書及び第2項に規定する方法により、医療費の助成を受けようとする保護者は、第5条第1項各号に掲げる事項及び助成を受けようとする医療費の額を記載した申請書に支払った医療費に係る領収書、保険各法に規定する高額療養費の支給額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(第2項及び第3項省略)

(条例第7条の届出)

第11条 条例第7条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に医療証その他市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 当該対象小児の保護者の氏名、変更が生じた事項並びに当該事項に係る対象小児の住所及び氏名
- (2) 当該対象小児に対して保険各法による医療に関する給付を行う保険者又は共済組合の名称及び番号

(第3号省略)

(第12条及び第13条省略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る費用の助成について適用し、同日前の医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。